

滋賀県資源管理方針の策定について

1. 資源管理方針について

(1) 位置づけ

- ・ 現在の資源管理の取組は、平成 23 年度から「滋賀県資源管理指針」を作成し、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制に取り組んできた。
- ・ 令和 2 年に漁業法等の一部を改正する等の法律（改正漁業法）が施行され、水産資源の持続的利用を図る趣旨から、法の目的に「水産資源の保存及び管理」が加えられ、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。
- ・ 新たな資源管理制度では、県が、対象となる水産資源の資源管理の方向性を「資源管理方針」を定め（法第 14 条）、漁業者は自主的に資源管理に効果的な取組を定める「資源管理協定」を締結して資源管理に取り組んでいくことになる。

(2) 現指針との変更部分

- ・ 現在の資源管理指針では、「ほんもろこ」、「にごろぶな」、「せたしじみ」の 3 魚種を対象魚種として資源管理目標を定め資源管理計画を作成していたが、資源管理方針では、これら 3 魚種だけでなく、新たに「あゆ」、「びわます」についても対象魚種に加え資源管理の取組を進めていく。

2. 滋賀県資源管理方針（素案：別紙 資料 2—1）の概要

(1) 方針（素案）の概要

① 資源管理に関する基本的な事項

- ・ 国が示す資源管理方針例に従い、漁業の状況や県の責務、資源管理の進め方、遊漁者への指導に関する内容を記述。

② 対象魚種

ほんもろこ にごろぶな せたしじみ あゆ びわます

③ 各魚種の資源管理の方向性

各魚種の資源管理の方向性は、水産試験場が実施している資源調査結果や資源評価に基づき、目標または維持すべき資源水準を定めた。

④ 期間

令和 5 年度から 9 年度まで ※5 年をめぐりに見直し

各魚種の資源管理の方向性

魚種	資源管理の方向性
ほんもろこ	MSY（最大持続生産量）50 トンを達成する資源量水準 150 トンを維持する。
にごろぶな	冬季当歳魚資源尾数を令和 7 年度末までに 700 万尾の水準に回復させる。 (近江大橋以北の琵琶湖)
せたしじみ	2010 年から 2012 年の資源水準である殻長 14 mm 以上の生息密度を 2 個/m ² に回復させる。 (近江大橋以南の琵琶湖および瀬田川)
あゆ	2019 年から 2020 年の資源水準である殻長 18 mm 以上の生息密度を 30 個体/m ² に回復させる。 天然河川（安曇川、石田川、知内川、大川、姉川、天野川、犬上川、芹川、愛知川、野洲川、和邇川）において水産試験場が実施する産卵調査区域で産卵数 50 億粒が見込まれる親魚量を維持する。
びわます	MSY（最大持続生産量）54 トンを達成する資源量 140 トンを維持する。

※各魚種の資源管理の方向性の根拠資料は別紙 資料 2—2 参照

3. 策定経過と今後のスケジュール

令和 4 年 11 月	琵琶湖海区漁業調整委員会（新たな資源管理制度説明）
令和 5 年 2 月	滋賀県資源管理協議会地区検討会（各魚種の資源評価説明）
令和 5 年 3 月	琵琶湖海区漁業調整委員会（資源管理方針素案概要説明）
令和 5 年 7 月	県議会 常任委員会へ報告
令和 5 年 7 月	琵琶湖海区漁業調整委員会へ諮問
令和 5 年 8 月	農林水産大臣へ承認申請